（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ　現状

（１）地域の災害等リスク

（阿賀町の概要）

阿賀町は、新潟県の東部に位置し、県都新潟市から東へ磐越自動車道で約３５分、一般国道４９号では約６０分で町の中心部に到達する距離にあり、町の東側は福島県の県境と接している。町の中央を阿賀野川とその支流の常浪川が流れ、その沿岸の段丘を中心に開けた山間地域。中心部は比較的平坦だが、周辺は急峻な山岳地帯に囲まれており、北に大きく飯豊山塊が広がり、北西には越後山脈が南北に走っている。面積は９５２．８９平方キロメートルで、新潟県面積の約７．６％を占めてる。

（洪水：ハザードマップ）

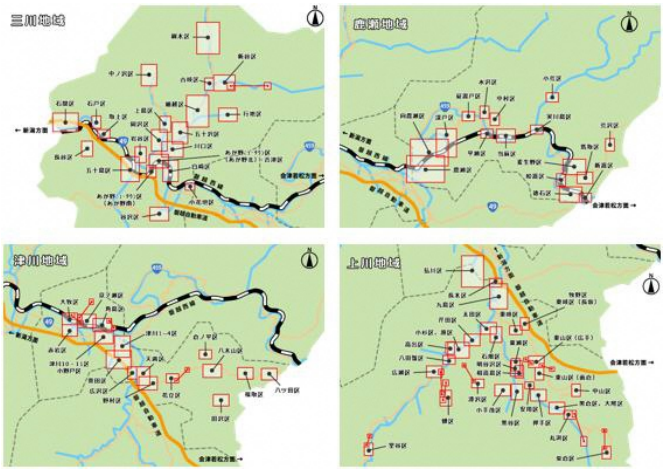
阿賀町では、令和２年７月に新たな降雨条件（想定最大規模降雨）による浸水想定区域をもとにした「阿賀町洪水ハザードマップ」を作成。赤い枠で囲まれたエリアが浸水想定区域となっている。



出典：阿賀町洪水ハザードマップ

（土砂災害：ハザードマップ）

新潟県において土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の基礎調査を実施し、平成２７年３月で警戒区域等の指定が完了。阿賀町では指定に伴い土砂災害ハザードマップについて平成３０年度をもって全域を（一部の地区を除き、行政区単位で）作成。赤い枠で囲まれたエリアが土砂災害計画区域となっている。



出典：阿賀町土砂災害ハザードマップ

（ため池：ハザードマップ）

ため池ハザードマップは令和５年３月に作成。ため池が決壊した場合に想定される浸水範囲や深さ、土砂災害警戒区域、避難所の場所等を確認できる。

（地震：J - SHIS）

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度６弱以上の地震が今後３０年間で発生する確率は０．１～３％となっている。

（その他）

阿賀町の気候は、日本海側気候と内陸性気候の特徴を併せ持つ。夏季は高温多湿で降水量が、冬季は厳寒で降雪量が多い。積雪は平坦部で１．５m、山間部で２．５mに達し、根雪期間は１２月下旬から３月下旬に及び、特別豪雪地帯に指定されている。

（感染症）

新型インフルエンザは、１０年から４０年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（２）商工業者の状況

・商工業者等数　　４７０人

・小規模事業者数　４１４人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	１２６	１１０	町内に広く分散している
製造業	４９	４０	町内に広く分散している
卸売業	４	４	町内に広く分散している
小売業	９６	８３	町内に広く分散している
飲食店・宿泊業	４１	３９	町内に広く分散している
サービス業	１０３	９６	町内に広く分散している
その他	５１	４２	町内に広く分散している
合計	４７０	４１４	

（商工会基幹システムより出力）

（３）これまでの取組

１）当町の取組

（防災対策）

・阿賀町国土強靭化地域計画、阿賀町地域防災計画の策定
・防災訓練、避難所開設訓練の実施
・阿賀町洪水ハザードマップ、阿賀町土砂災害ハザードマップ、阿賀町ため池ハザードマップの作成
・阿賀町暮らしの便利帳の発行
・防災備品の備蓄
・災害時相互応援協定の締結
・告知端末、阿賀町アプリ「しらせあい」、阿賀町ホームページ等による情報の発信

（感染症対策）

・阿賀町感染症対応マニュアルの作成
・新潟県との情報共有、連携
・告知端末、阿賀町アプリ「しらせあい」、阿賀町ホームページ等による情報の発信
・ワクチン接種等の実施

２）当会の取組
・事業者ＢＣＰおよび事業継続力強化支援計画に関する国の施策の周知
・損保会社と連携した損害保険への加入促進
・商工会危機管理マニュアルの策定
・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄

Ⅱ　課題

・平時および緊急時の危機管理対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
・当会職員等へ危機管理マニュアルの運用方法の周知徹底が必要である。
・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ　目標

・地区内小規模事業者に対し災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
・発災時における連絡、情報共有を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
・発災後速やかな復興支援を行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和７年４月１日～令和１２年３月３１日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容
・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜１．事前の対策＞

・平成２６年に策定した「商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

１）小規模事業者に対する災害等リスクの周知

・巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
・会報や町広報、ホームページ等において、国・県・町の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
・小規模事業者に対し、事業者ＢＣＰ（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

２）商工会自身の事業継続計画の作成

・平成２６年に商工会危機管理マニュアルを作成し、随時更新している（別添）。

３）関係団体等との連携

・連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
・関係機関への普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

４）フォローアップ

・小規模事業者の事業者ＢＣＰ等取組状況の確認。
・阿賀町と当該計画について、状況確認や改善点等について協議する。

５）当該計画に係る訓練の実施

・自然災害等（震度６以上の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜２．発災後の対策＞

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

１）応急対策の実施可否の確認

・発災後１時間以内に職員の安否確認を行う。（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を当会と当町で共有する）
・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、阿賀町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

２）応急対策の方針決定及び情報共有

・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
・職員は、商工会危機管理マニュアルで定めた役割分担を担う。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内１０％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	・地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。

被害がある	・地区内０．１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

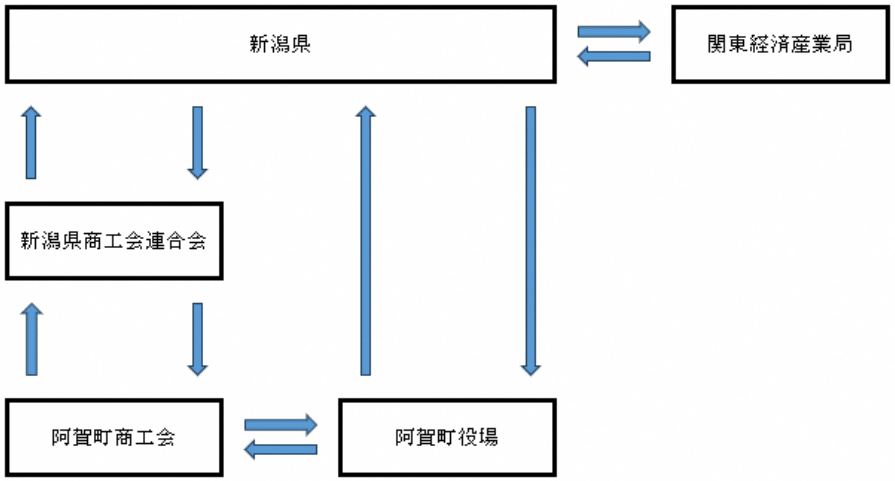
発災後～１週間	毎日１回共有する。
１週間～１ヶ月	必要に応じて適宜共有する。
１ヶ月以降	状況を勘案しながら適宜共有する。

・当町で取りまとめた「阿賀町地域防災計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜３．発災時における指示命令系統・連絡体制＞

・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
・当会と当町が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。
・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。

＜連絡ルート＞



＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

・相談窓口の開設方法について、阿賀町と相談する（当会が、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

・県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を新潟県商工会連合会等に相談する。

※　その他

・上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

（別表２）

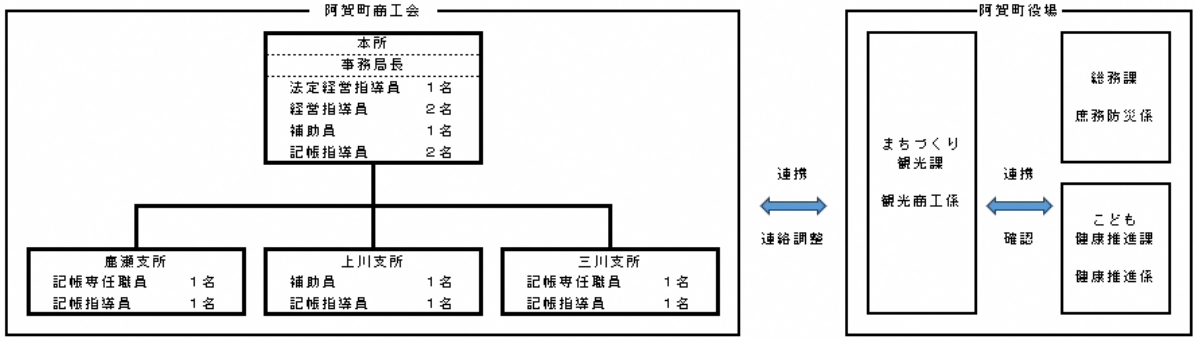
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和７年１月現在）

（１）実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等）

＜実施体制＞



（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

・氏名　：齋藤　努（さいとう　つとむ）

・連絡先：後述（３）①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

阿賀町商工会　経営支援室

〒９５９－４４０２　新潟県東蒲原郡阿賀町津川３５８１－１

ＴＥＬ：０２５４－９２－２４９４／ＦＡＸ：０２５４－９２－４２８４

E-mail：aga2494@shinsyoren.or.jp

②関係市町村

阿賀町役場　まちづくり観光課　観光商工係

〒９５９－４４０２　新潟県東蒲原郡阿賀町津川５８０

ＴＥＬ：０２５４－９２－４７６６／ＦＡＸ：０２５４－９２－５４７９

E-mail：info@town.aga.lg.jp

※　その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
必要な資金の額	３５０	３５０	３５０	３５０	３５０
・専門家派遣費	１００	１００	１００	１００	１００
・セミナー開催費	１５０	１５０	１５０	１５０	１５０
・パンフ、チラシ作製費	５０	５０	５０	５０	５０
・防災、感染症対策費	５０	５０	５０	５０	５０

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、阿賀町補助金、新潟県補助金　等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし